

○阿見町吉原地区公民館整備検討委員会要綱

平成31年3月22日教育委員会告示第2号

阿見町吉原地区公民館整備検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町吉原地区公民館（以下「地区公民館」という。）の整備に関し、地域住民等の意見を聴取することにより、地区公民館の効果的な運営を図るために設置する阿見町吉原地区公民館整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地区公民館の施設計画に関し意見を述べること。
- (2) 地区公民館の運営体制に関し意見を述べること。
- (3) その他地区公民館の効果的な運営に係る検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから阿見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 大砂の行政区を代表する者
- (2) 上吉原の行政区を代表する者
- (3) 中吉原の行政区を代表する者
- (4) 下吉原の行政区を代表する者
- (5) 新山の行政区を代表する者
- (6) 福田の行政区を代表する者
- (7) その他教育委員会が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事項に係る事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、

教育委員会教育長が会議を招集する。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。